

あなたの建物は、大丈夫!?

令和5年度

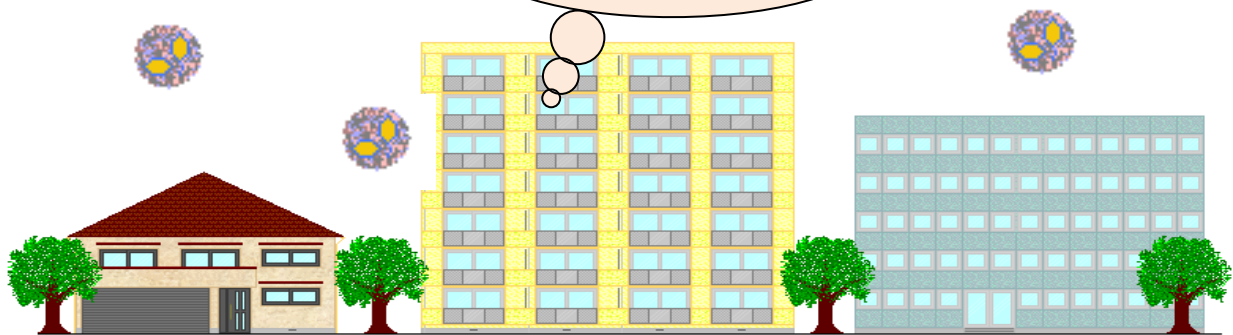
大阪市民間建築物 吹付けアスベスト除去等補助制度

この制度は

- アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消するために大阪市内の既存建築物にある露出した吹付け建材のアスベスト含有調査や露出している吹付けアスベスト等の除去工事等を実施する場合にかかる費用の一部を補助する制度です。
- 申請には事前協議が必要ですので、お早めにご相談下さい。
補助申請の申請受付期間は11月30日までです。

注意：平成28年度から補助対象要件として、国に登録された講習実施機関が行う「建築物石綿含有建材調査者講習」の修了者（以下、「建築物石綿含有建材調査者」という）の関与が必要です。

普段歩いている廊下、仕事場の天井など
吹付け建材が露出している部分はありませんか？



大阪市 計画調整局 令和5年5月

対象となる建築物

多数の人が利用する大阪市内の民間建築物で、これからも継続して使用する建築物のうち、現在、吹付け建材又は、吹付け石綿又は重量比0.1%を超える石綿含有吹付けロックウール（以下「吹付けアスベスト等」という。）で**露出した状態で使用されている建築物**が対象です。（共同住宅の場合は共用部分のみ（附属する機械室や電気室等も対象に含みます）。）

- 含有調査は、露出している吹付け建材が補助対象です。
- 除去工事等は、「吹付けアスベスト等」が補助対象です。※吹付けバーミキュライト（ひる石吹付）、吹付けパーライトの除去工事等は補助の対象外です。

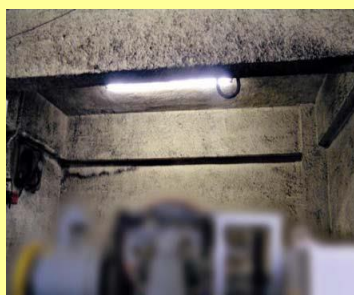
参考

①吹付け石綿

鉄骨耐火被覆材



機械室吸音材



天井断熱材



②石綿含有吹付けロックウール

天井断熱材(天井、壁吸音材)



鉄骨耐火被覆材



出典：①②「目で見えるアスベスト建材」（H18.10）国土交通省
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

対象外となる建築物

以下の建築物は対象外となります。

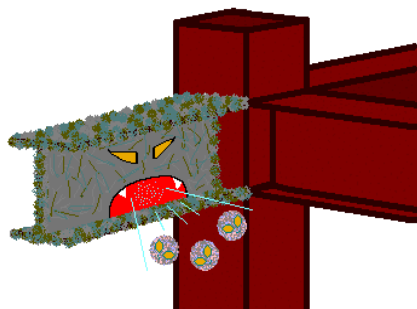
- 建物の解体及び吹付け建材のある部位の撤去を前提とした建築物。
- 吹付け建材の含有調査又は吹付けアスベスト等の除去工事等について、既に分析機関や工事施工者と契約済みの建築物、含有調査又は除去工事等を実行中の建築物、含有調査又は除去工事等が完了した建築物。
- 露出していない（現在は露出していないが、改装工事等で露出する予定も含む。）吹付け建材又は吹付けアスベスト等の含有調査又は除去工事等を行う建築物。
- 吹付け建材ではなく、成形板等についての含有調査又は除去工事等を行う建築物。
- 仕上塗材についての含有調査・除去工事等を行う建築物。
- 吹付け石綿又は重量比0.1%を超える石綿含有吹付けロックウール以外の吹付けバーミキュライト（ひる石吹付）、吹付けパーライト等の除去工事等を行う建築物。
- 含有調査や除去工事等で他の国庫補助金等又は他の融資制度を受けた事がある建築物又は受ける予定の建築物。
- 主たる用途が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に該当する建築物。
- 法令等に違反する建築物。
- 資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社及び常時使用する従業員の数が300人を超える会社又はこれらの者に準ずる者が所有する建築物。

詳しくは窓口までお問合せください。

ご注意ください

- 1つの建築物につき、含有調査及び除去工事等の各1回ずつ、補助を受ける事が出来ます。
- 1つの建築物に複数の所有者がいる場合には、全員の同意書や委任状が必要です。（分譲マンションの場合には、管理組合での同意決議書等が必要になります。）
- 補助金の支払いは、含有調査又は除去工事等が完了し、契約した業者へ費用の支払いを確認した後になります。
- 虚偽・不正な申し込みや補助要件を守らない場合などは、大阪市補助金等交付規則により、補助を取り消し、補助金の返還等をしていただきます。
- その他必要要件を満たしたものが補助対象になります。詳しくは窓口までお問合せください。

申し込み対象（露出している吹付け建材・吹付けアスベスト等）となる大阪市
内の建築物 ※1



※1 露出しているとは、現在露出して使用されている建物をいいます。
補助の対象とする部位は、分譲共同住宅にあつては共用部（付属する電気室・機械室等を含む）、戸建住宅にあつては近隣に対し影響を与える可能性のある部位、一般建築物にあつては多数の者が共同で利用する部分又は共用部（付属する電気室・機械室等を含む）とする。ただし、点検等を行わない電気室・機械室等を除く。

☆アスベストの含有調査（露出している吹付け建材）

建物に露出している吹付け建材がある場合、建築物石綿含有建材調査者が実施する調査により、それがアスベストを含んでいるかどうかを、建物の建設時や改修時の設計図書・施工記録等により使われた材料名・製品名・施工時期を調べ、目視等と合わせて使用の有無を確認し、建物でサンプルを採取して、厚生労働省通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」で示されている分析方法による分析を行うことでアスベストの含有が判明します。

補助対象建築物	戸建住宅	分譲共同住宅	一般建築物
調査部位	近隣に対し影響を与える可能性のある部位 例：壁やシャッターの無い1階の駐車スペース等	共用部（定期的に点検等を行う必要がある機械室・電気室等含む）	多数の方が利用する部分及び共用部（定期的に点検等を行う必要がある機械室・電気室等含む）
補助申請者	所有者（個人又は中小企業者等）	管理組合の代表者	所有者（個人又は中小企業者等）、区分所有建物は管理組合の代表者
補助金額	対象費用（※）の全額かつ上限金額内		
	※対象費用には、運搬費用や諸経費及び消費税は含みません。		
	1試料あたり上限金額　10万円		
	3試料以上の分析を行う場合の上限金額　25万円		
分析調査機関	建築物石綿含有建材調査者による分析調査がおこなえる事業所		
上記の他にも補助の要件があります。また、補助の件数には限りがありますので、詳細および補助の可否は建築指導部監察課までお問い合わせください。			

☆アスベスト除去工事等（露出している吹付けアスベスト等）

露出している吹付けアスベスト等を使用している建物の所有者等は、吹付けアスベスト等の劣化や損傷によりアスベストが飛散することのないよう、特に注意する必要があります。

吹付けアスベスト等に劣化・損傷がある場合は、当該吹付けアスベスト等を「除去」した後、必要に応じ関係法令によっては、代替建材による耐火被覆等の復旧工事を行う必要があります。

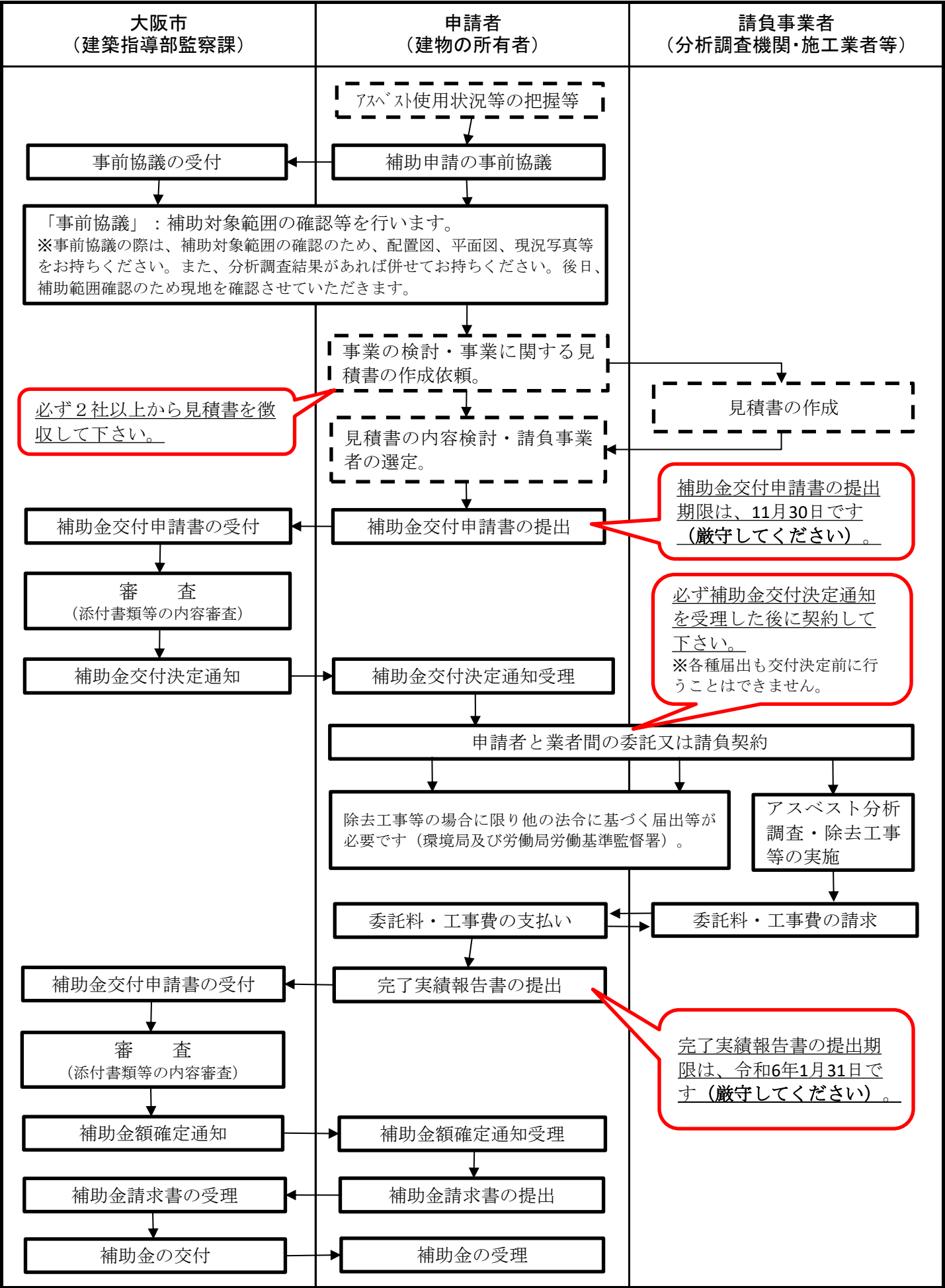
それが困難な場合は、国土交通省告示第1173号に基づき、特殊な固化剤により当該部位の吹付けアスベストを封じる「封じ込め」や、非石綿建材で当該部位を覆ってしまう「囲い込み」を行い、適切な管理を継続していくことが望ましい対応です。

除去工事等を行う場合、建築物石綿含有建材調査者が計画を策定するとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施する必要があります。

補助対象建築物	戸建住宅	分譲共同住宅	一般建築物
除去等工事部位	近隣に対し影響を与える可能性のある部位 例：壁やシャッターの無い1階の駐車スペース等	共用部（定期的に点検等を行う必要がある機械室・電気室等含む）	多数の方が利用する部分及び共用部（定期的に点検等を行う必要がある機械室・電気室等含む）
補助申請者	所有者（個人又は中小企業者等）	管理組合の代表者	所有者（個人又は中小企業者等）、区分所有建物は管理組合の代表者
補助金額	対象費用（※）の1／3（千円未満切り捨て）かつ上限金額内		
	※対象費用とは「除去」「封じ込め」「囲い込み」対策に要する費用のみで、別途の代替建材や仕上材に要する費用及び諸経費・消費税は含みません。		
	上限金額 20万円	上限金額 100万円	
工事事業者	除去等工事の施工計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、施工業者は、（一財）日本建築センターが審査証明を行った「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者、又は石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）による石綿作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ建設業労働災害防止協会が発行する「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従って施工することができ、かつ、十分な施工実績を有する施工業者であること。		
上記の他にも補助の要件があります。また、補助の件数には限りがありますので、詳細および補助の可否は建築指導部監察課までお問い合わせください。			

☆石綿等の除去等にあたっては、関係法令遵守すること。

届出先	届出	関連法規	届出対象要件
大阪労働局 各所轄労働基準監督署	建設工事計画届	労働安全衛生法第88条第3項 労働安全衛生規則第90、91条	耐火建築物又は準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
	建築物解体等作業届	労働安全衛生法第100条 石綿障害予防規則第5条	吹き付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
大阪市環境局 環境管理部環境管理課 各環境保全監視グループ	特定粉じん排出等実施届	大気汚染防止法	全ての工事



申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②補助金交付額算出書(様式第1号-2)
- ③収支予算書(様式第1号-3)
- ④申請する建物の所有者等が確認できる登記簿謄本または固定資産税納付通知書
- ⑤吹付けアスベスト除去等事業計画書(様式第1号-4)
- ⑥写真(当該建物、部位、現況等が確認できるもの)
- ⑦付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等
- ⑧確認済証、検査済証の写し、または建築概要が確認できる書類
- ⑨2社以上の事業費の見積書
- ⑩建築物石綿含有建材調査者の修了書または登録証の写し
- ⑪その他市長が必要と認める書類(詳細は、事前協議時に説明致します。)

(例)

- ・区分所有の場合、管理組合理約・対策実施にあたる総会の議決内容・代表者の証明
- ・企業所有の場合、企業規模を証明する書類
- ・アスベスト除去工事等にあつては、アスベスト含有調査結果報告書 …など

●窓口(事前協議先)・お問合わせ先

大阪市 計画調整局 建築指導部 監察課 Tel (06) 6208-9315

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所3階

受付日時：月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 9:00～17:30(12:15～13:00は除く)

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000384667.html>

※この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。